（地方自治法施行令の一部改正）

第七十三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項中「、第三十九条の九十八第九項及び第十項第二号」を削る。

（貿易保険法施行令の一部改正）

第七十四条　貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「（法人税法）の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加え、「第三十七条第八項」を「第三十七条第五項」に改め、同項を同条とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第七十五条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八十条第七項（同法第八十一条の三十一第六項及び」を「第八十条第十項（同法」に改め、「、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十第一項若しくは第二項」を削り、同条第十九号中「第二十二条第一項」の下に「、第二十二条の二第一項」を、「第二十三条第一項」の下に「、第二十七条の二第一項」を加える。

附則第二十項中「、震災特例法第二十三条第四項において準用する法人税法第八十条第六項、震災特例法第二十四条第二項」を削る。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令の一部改正）

第七十六条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六項の表法人税法施行令第九条第一項第一号への項中「第九条第一項第一号ト」に改める。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部改正）

第七十七条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令の一部改正）

第七十八条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成二十四年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項」を「同条」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条　第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一　法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート（第三条第一項において単に「トリス（クロロプロピル）ホスフェート」という。）

二　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三　この政令の施行の日から令和二年十月二十六日までの期間

2　この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、三十七・二パーセントとする。

（提出書類）

第三条　税関長は、トリス（クロロプロピル）ホスフェート又は保税工場若しくは総合保税地域において行われたトリス（クロロプロピル）ホスフェートを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該トリス（クロロプロピル）ホスフェートの原産地を証明した書類を提出させることができる。

2　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項並びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第三条第一項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあっては、当該特別の規定による税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三